

附 則

(業務方法書の記載事項の特例)

第二条 (略)

2 法附則第七条第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第九条中「第十七条」とあるのは「第十七条及び附則第七条第五項」と、第十条第一項第二号中「第十七条第四号」とあるのは「第十七条第四号(法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同号イ中「の業務」とあるのは「並びに附則第七条第一項第一号、第五号及び第六号並びに第二項の業務」と、第十一条中「第二項第二号」とあるのは「第二項第二号並びに附則第七条第一項第三号」と、第十九条中「第十九条第一項」とあるのは「第十九条第一項(法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十七条第六号中「第二十一条」とあるのは「第二十一条(法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第四十三条第一号中「及び二」とあるのは「及び二(令附則第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第三号中「第七条第一項第一号ハ」とあるのは「第七条第一項第一号ハ(令附則第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附 則

(業務方法書の記載事項の特例)

第二条 (略)

2 法附則第七条第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第九条中「第十七条」とあるのは「第十七条及び附則第七条第五項」と、第十条第二号中「第十七条第四号」とあるのは「第十七条第四号(法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同号イ中「第七号の業務」とあるのは「第七号並びに附則第七条第一項第一号、第五号及び第六号並びに第二項の業務」と、第十一条中「第十三条第一項第一号」とあるのは「第十三条第一項第一号及び附則第七条第一項第三号」と、第十九条中「第十九条第一項」とあるのは「第十九条第一項(法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十七条第六号中「第二十一条」とあるのは「第二十一条(法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第四十三条第一号中「及び二」とあるのは「及び二(令附則第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第三号中「第七条第一項第一号ハ」とあるのは「第七条第一項第一号ハ(令附則第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附 則

この省令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年九月一日)から施行する。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令第十三条の改正規定は、同法の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十九条第二項及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第四条第一項の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月三十日

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

(救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第一条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十八号)の一部を次の表のように改正する。

○財務省令第四号

国土交通省・財務省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第二十二條第二項第一号及び第二号の規定に基づき、国土交通省・財務省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年八月三十日

財務大臣 鈴木 俊一
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

国土交通省・財務省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則
(債権譲受の対象となる金融機関)

第一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という)第二十二條第二項第一号の国土交通省令・財務省令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行をいう。)、長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行をいう。)、信用金庫、信用協同組合及び労働金庫

二 農業協同組合(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに農林中央金庫
三 株式会社商工組合中央金庫
四 信用金庫連合会及び信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。)

五 保険会社
六 法人である貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいう。)

(債券に準ずる有価証券)

第二条 法第二十二條第二項第二号の国土交通省令・財務省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する特定目的信託の受益証券
二 信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関の発行する証券又は証書で信託の受益権を表示するもの(前号に掲げる有価証券を除く。)

附 則

この省令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年九月一日)から施行する。

厚生労働大臣 武見 敬三

改 正 後		改 正 前	
(生活指導等) 第十六条 (略) 255 (略) 6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。 (生活指導等) 第二十条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体 の条件に適合する個別支援計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。 2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第十六条 (第二項及び第六項を除く。)の規定を準用する。 (作業指導) 第二十一条 更生施設は、入所者に対し、前条第一項の個別支援計画に従つて、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。 2 (略)		(生活指導等) 第十六条 (略) 255 (略) (新設) (生活指導等) 第二十条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体 の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。 2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第十六条 (第二項を除く。)の規定を準用する。 (作業指導) 第二十一条 更生施設は、入所者に対し、前条第一項の更生計画に従つて、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。 2 (略)	

第二 (厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 (平成十七年厚生労働省令第四十四号) の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表第二 (第五条、第六条及び第七条関係) (略) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準 作成 第二十条第一項の規定による個別支援計画の作成 (略) 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令 (令和二年厚生労働省令第四十四号) 作成 第十五条第一項の規定による個別支援計画の作成		別表第二 (第五条、第六条及び第七条関係) (略) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準 (新設) 第二十条の規定による更生計画の作成 (略) (新設)	
別表第四 (第十条及び第十一条関係) 表一 (略) 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令 第十五条第八項 (同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定による個別支援計画の交付		別表第四 (第十条及び第十一条関係) 表一 (略) 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令 (令和二年厚生労働省令第四十四号) 第十五条第八項 (同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定による個別支援計画の交付	
表二 (略)		表二 (略)	

附 則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。